

○姫路市文化コンベンションセンター条例施行規則

平成30年10月4日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市文化コンベンションセンター条例（平成30年姫路市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ姫路市文化コンベンションセンター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から使用しようとする日（以下「使用期日」という。）の3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 大ホール、中ホール、小ホール、楽屋、展示場A、展示場B、展示場C、パントリー、屋外展示場及び会議室 使用期日が属する月の13か月前の月の初日（当該月が1月である場合にあっては、5日）

(2) メインスタジオ 使用期日が属する月の6か月前の月の初日（当該月が1月である場合にあっては、5日）。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールと合わせて利用する場合は、使用期日が属する月の13か月前の月の初日（当該月が1月である場合にあっては、5日）

(3) スタジオ 使用期日が属する月の1か月前の月の初日（当該月が1月である場合にあっては、5日）

(使用許可書の交付等)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、当該申請者に姫路市文化コンベンションセンター使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際には使用許可書を携帯し、センターの係員の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(駐車券の交付)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、駐車券の交付を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第5条 センターの使用期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用時間の延長）

第6条 使用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間（以下「使用時間」という。）を超過し、又は時間を早めにセンターの施設を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該施設の管理に支障があるときは、これを許可しない。

（使用中止届）

第7条 使用者は、センターの施設の使用を中止しようとするときは、センター使用中止届に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料）

第8条 条例第11条第1項に規定する規則で定める附属設備及び備品（以下「附属設備等」という。）の使用料は、別表に定める額とする。

（使用料の納付）

第9条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 第6条の規定により使用時間の延長の許可を受けてセンターの施設を使用する場合の当該使用時間の延長に係る使用料は、使用の終了後直ちに納付しなければならない。

（駐車料の徴収）

第10条 駐車料は、駐車場を利用した者が自動車を出場させる際に徴収する。ただし、条例第12条第1項に規定する前払式駐車券に係る駐車料については、発行の際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、あらかじめ駐車料を徴収することができる。

（使用料の減免）

第11条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害その他緊急事態が発生した場合において、その対応の用に供するとき 使用料の全額

(2) 障害者により構成される団体又は障害者を支援する団体が、障害者の社会参加を促

進することを目的として使用する場合 使用料の 5 割に相当する額

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、該当欄にその旨を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(駐車料の減免)

第 12 条 条例第 13 条の規定により駐車料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害その他緊急事態が発生した場合において、その対応の用に供するとき 駐車料の全額

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 14 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第 10 条第 3 号又は第 4 号に該当する場合 既納の使用料の全額

(2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(3) 施設の使用を中止しようとする使用者から次に掲げる期日までに使用中止届があった場合

ア 使用期日前 8 月 既納の使用料の 8 割に相当する額

イ 使用期日前 2 月 既納の使用料の 5 割に相当する額

ウ 使用期日前 10 日 既納の使用料の 3 割に相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(駐車券を紛失した場合)

第 14 条 駐車場を利用した者が駐車券を紛失した場合は、入場した時刻を確認できるときを除き、2 日間駐車したものとして算定した額の駐車料を納付しなければならない。

(端数計算の処理)

第 15 条 この規則における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(整理人の配置)

第 16 条 使用者は、市長が必要と認めるときは、センター内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

(附属設備等の返還)

第17条 使用者は、附属設備等の使用を終わったときは、直ちに当該附属設備等を所定の位置に戻し、センターの係員の点検を受けなければならない。

(読替え)

第18条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条から第7条まで、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項、第13条第2項及び第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第19条 条例第21条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第21条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第20条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) センターの設置目的に寄与する事業の企画及び実施に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第21条 条例第25条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(利用料金)

第22条 条例第27条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、第9条（見出しを含む。）、第11条第2項及び第13条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第14条中「駐車料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第19条、第20条及び第23条の規定は、公布の日から施行する。

（令和2年11月24日告示第555号で第2条、第3条、第5条から第9条まで、第11条、第13条、第15条、第18条、第21条、第22条及び別表の規定は令和2年11月25日から施行）

（令和3年6月2日告示第326号で第1条、第4条、第10条、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定は令和3年6月15日から施行）

附 則（令和2年11月17日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第51号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第31号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 大ホール

附属設備等の名称		単位	使用料	備考
舞台 設備	ピアノ（スタインウェイFC）	1回1台につき	円 12,600	椅子1脚付き。調律料は別

ピアノ（ヤマハFC）	1回1台につき	10,500	椅子1脚付き。調律料は別
ピアノ（スタインウェイSC）	1回1台につき	5,000	椅子1脚付き。調律料は別
演奏者椅子	1回1脚につき	50	
コントラバス椅子	1回1脚につき	50	
指揮者台	1回1台につき	300	
指揮者譜面台	1回1台につき	100	
譜面台	1回1台につき	50	
譜面灯	1回5台につき	100	
平台	1回1台につき	200	
地がすり	1回1枚につき	800	
紗幕	1回1枚につき	1,000	パイプ付き
ジョーゼット幕	1回1式につき	1,600	
緋毛せん	1回1式につき	600	
上敷	1回1枚につき	100	
金屏風	1回1双につき	2,000	
鳥の子屏風	1回1双につき	2,000	
見台	1回1台につき	300	膝隠台付き
めくり台	1回1台につき	100	
ドライアイスマシン	1回1台につき	1,000	ドライアイスは別
扇風機	1回1台につき	200	
吊り看板	1回1式につき	500	枠のみ
演台	1回1台につき	500	脇台付き
花台	1回1台につき	400	
司会者台	1回1台につき	300	
スタッキング椅子	1回1脚につき	50	
折り畳みテーブル	1回1台につき	100	
移動式姿見	1回1台につき	200	
ホワイトボード	1回1台につき	200	

	所作台	1回1式につき	6,000	
	松羽目	1回1式につき	2,000	
	バレエシート	1回1式につき	3,000	
	音響反射板	1回1式につき	6,000	
	オーケストラピット	1回1式につき	5,000	
照明 設備	ボーダーライト	1回1列につき	1,000	
	アッパーホリゾンライト	1回1列につき	1,000	
	ローアホリゾンライト	1回1列につき	1,000	
	スポットライト500ワット	1回1台につき	300	ハロゲン
	スポットライト1.0キロワット	1回1台につき	400	ハロゲン
	スポットライト1.5キロワット	1回1台につき	500	ハロゲン
	スポットライト2.0キロワット	1回1台につき	600	ハロゲン
	エリプソイダルリフレクタ	1回1台につき	500	
	デュアルゴボローテーター	1回1台につき	500	
	パーライト500ワット	1回1台につき	400	
	パーライト1.0キロワット	1回1台につき	500	
	カラーソースパー	1回1台につき	800	
	エフェクトスポットライト	1回1台につき	800	
	フットライト	1回1式につき	800	
	特殊効果機器	1回1台につき	1,000	
	ミラーボール	1回1台につき	200	
	天井反射板ライト	1回1式につき	2,000	
	ピンスポットライト3.0キロワット	1回1台につき	2,000	
	プラステート	1回1枚につき	実費	
音響 設備	場内拡声装置	1回1式につき	3,000	マイク2本及びマイクスタンド2本

等				付き
	移動型ミキサーA	1回1式につき	3,000	
	移動型ミキサーB	1回1式につき	2,000	
	ワイヤレスマイク	1回1本につき	800	
	ダイナミックマイク	1回1本につき	500	
	コンデンサーマイク	1回1本につき	700	
	コンデンサーマイク（ペアマイク）	1回1組につき	1,000	
	マイクスタンド	1回1本につき	100	
	三点吊りマイク装置	1回1台につき	1,000	マイクは別
	再生録音器	1回1台につき	1,000	
	ブルーレイディスクプレーヤー	1回1台につき	1,000	
	ステージスピーカー	1回1対につき	1,000	
	サブウーハー	1回1対につき	1,000	
	18,500ルーメンプロジェクター	1回1台につき	30,000	
	スクリーン	1回1式につき	2,000	
	移動型スピーカーA	1回1台につき	800	
	移動型スピーカーB	1回1台につき	500	スタンド付き
	ダイレクトボックス	1回1台につき	300	
	トランスボックス	1回1台につき	300	
	持込器具電源使用料	1回1.0キロワットにつき	600	

2 中ホール

附属設備等の名称		単位	使用料	備考
舞台 設備	ピアノ（スタインウェイFC）	1回1台につき	円 12,600	椅子1脚付き。調律料は別
	ピアノ（ヤマハFC）	1回1台につき	10,500	椅子1脚付き。調律料は別

ピアノ（スタインウェイSC）	1回1台につき	5,000	椅子1脚付き。調律料は別
演奏者椅子	1回1脚につき	50	
コントラバス椅子	1回1脚につき	50	
指揮者台	1回1台につき	300	
指揮者譜面台	1回1台につき	100	
譜面台	1回1台につき	50	
譜面灯	1回5台につき	100	
平台	1回1台につき	200	
地がすり	1回1枚につき	800	
紗幕	1回1枚につき	1,000	パイプ付き
ジョーゼット幕	1回1式につき	1,600	
緋毛せん	1回1式につき	600	
上敷	1回1枚につき	100	
金屏風	1回1双につき	2,000	
鳥の子屏風	1回1双につき	2,000	
見台	1回1台につき	300	膝隠台付き
めくり台	1回1台につき	100	
ドライアイスマシン	1回1台につき	1,000	ドライアイスは別
扇風機	1回1台につき	200	
吊り看板	1回1式につき	500	枠のみ
演台	1回1台につき	500	脇台付き
花台	1回1台につき	400	
司会者台	1回1台につき	300	
スタッキング椅子	1回1脚につき	50	
折り畳みテーブル	1回1台につき	100	
移動式姿見	1回1台につき	200	
ホワイトボード	1回1台につき	200	
所作台	1回1式につき	4,000	
バレエシート	1回1式につき	2,000	

照明 設備	音響反射板	1回1式につき	5, 000	
	オーケストラピット	1回1式につき	4, 000	
	ボーダーライト	1回1列につき	1, 000	
	アッパーホリゾントライト	1回1列につき	1, 000	
	ロアーホリゾントライト	1回1列につき	1, 000	
	スポットライト500ワット	1回1台につき	300	ハロゲン
	スポットライト1. 0キロワット	1回1台につき	400	ハロゲン
	スポットライト1. 5キロワット	1回1台につき	500	ハロゲン
	エリプソイダルリフレクタ	1回1台につき	500	
	デュアルゴボローテーター	1回1台につき	500	
	パーライト500ワット	1回1台につき	400	
	パーライト1. 0キロワット	1回1台につき	500	
	カラーソースパー	1回1台につき	800	
	エフェクトスポットライト	1回1台につき	800	
	特殊効果機器	1回1台につき	1, 000	
	ミラーボール	1回1台につき	200	
	フットライト	1回1式につき	800	
	天井反射板ライト	1回1式につき	1, 500	
	ピンスポットライト2. 0キロワット	1回1台につき	1, 500	
	プラステート	1回1枚につき	実費	
音響 設備 等	場内拡声装置	1回1式につき	3, 000	マイク2本及びマイクスタンド2本付き
	移動型ミキサーA	1回1式につき	3, 000	
	移動型ミキサーB	1回1式につき	2, 000	
	ワイヤレスマイク	1回1本につき	800	
	ダイナミックマイク	1回1本につき	500	

コンデンサーマイク	1回1本につき	700	
コンデンサーマイク（ペアマイク）	1回1組につき	1,000	
マイクスタンド	1回1本につき	100	
三点吊りマイク装置	1回1台につき	1,000	マイクは別
再生録音器	1回1台につき	1,000	
ブルーレイディスクプレーヤー	1回1台につき	1,000	
ステージスピーカー	1回1対につき	1,000	
サブウーハー	1回1対につき	1,000	
移動型スピーカーA	1回1台につき	800	
移動型スピーカーB	1回1台につき	500	スタンド付き
ダイレクトボックス	1回1台につき	300	
トランスボックス	1回1台につき	300	
18,500ルーメンプロジェクター	1回1台につき	30,000	
スクリーン	1回1式につき	1,500	
持込器具電源使用料	1回1.0キロワットにつき	600	

3 小ホール

附属設備等の名称		単位	使用料	備考
舞台 設備	ピアノ（スタインウェイFC）	1回1台につき	円 12,600	椅子1脚付き。調律料は別
	ピアノ（ヤマハFC）	1回1台につき	10,500	椅子1脚付き。調律料は別
	ピアノ（スタインウェイSC）	1回1台につき	5,000	椅子1脚付き。調律料は別
	演奏者椅子	1回1脚につき	50	
	コントラバス椅子	1回1脚につき	50	
	指揮者台	1回1台につき	300	

	指揮者譜面台	1回1台につき	100	
	譜面台	1回1台につき	50	
	平台	1回1台につき	200	
	緋毛せん	1回1式につき	600	
	上敷	1回1枚につき	100	
	吊り看板	1回1式につき	400	枠のみ
	演台（小）	1回1台につき	400	
	花台（小）	1回1台につき	200	
	司会者台（小）	1回1台につき	200	
	スタッキング椅子	1回1脚につき	50	
	折り畳みテーブル	1回1台につき	100	
	ホワイトボード	1回1台につき	200	
照明 設備	スポットライト500ワット	1回1台につき	300	ハロゲン
	スポットライト1.0キロワット	1回1台につき	400	ハロゲン
	エリプソイダルリフレクタ	1回1台につき	500	
	デュアルゴボローテーター	1回1台につき	500	
	パーライト500ワット	1回1台につき	400	
	パーライト1.0キロワット	1回1台につき	500	
	カラーソースパー	1回1台につき	800	
	フットライト	1回1式につき	800	
	エフェクトスポットライト	1回1台につき	800	
	特殊効果機器	1回1台につき	1,000	
	ミラーボール	1回1台につき	200	
	舞台調光シーリング	1回1式につき	1,200	
	ローアーホリゾンライト	1回1式につき	800	
	ピンスポットライト700ワット	1回1台につき	1,000	
音響 設備	場内拡声装置	1回1式につき	2,000	マイク2本及びマイクスタンド2本

等				付き
	移動型ミキサーA	1回1式につき	3,000	
	移動型ミキサーB	1回1式につき	2,000	
	ワイヤレスマイク	1回1本につき	800	
	ダイナミックマイク	1回1本につき	500	
	コンデンサーマイク	1回1本につき	700	
	コンデンサーマイク（ペアマイク）	1回1組につき	1,000	
	マイクスタンド	1回1本につき	100	
	三点吊りマイク装置	1回1台につき	1,000	マイクは別
	再生録音器	1回1台につき	1,000	
	ブルーレイディスクプレーヤー	1回1台につき	1,000	
	移動型スピーカーA	1回1台につき	800	
	移動型スピーカーB	1回1台につき	500	スタンド付き
	ダイレクトボックス	1回1台につき	300	
	トランスボックス	1回1台につき	300	
	12,500ルーメンプロジェクター	1回1台につき	18,000	
	スクリーン	1回1式につき	1,000	
	持込器具電源使用料	1回1.0キロワットにつき	600	

4 楽屋その他

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
ピアノ（ヤマハアップライト）	1回1台につき	円 800	椅子1脚付き。調律料は別
シャワー室	1日1室につき	800	
全自動洗濯機	1日1台につき	1,000	
二層式洗濯機	1日1台につき	1,000	
湯沸しポット	1回1台につき	100	

ユニット畳	1回1枚につき	100	
アイロン	1日1台につき	200	
スチーマー	1日1台につき	200	
ドライヤー	1日1台につき	100	
移動式フィッティングルーム	1回1台につき	500	

5 メインスタジオ

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
ピアノ（スタインウェイFC）	1回1台につき	円 12,600	椅子1脚付き。調律料は別
ピアノ（ヤマハFC）	1回1台につき	10,500	椅子1脚付き。調律料は別
ピアノ（スタインウェイSC）	1回1台につき	5,000	椅子1脚付き。調律料は別
指揮者台	1回1台につき	150	
指揮譜面台	1回1台につき	50	
簡易式パブリックアドレス	1回1台につき	1,500	マイク2本及びマイクスタンド2本付き
折り畳みテーブル	1回1台につき	100	
バレエシート	1回1式につき	800	

6 スタジオ1

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
ピアノ（ヤマハSC）	1回1台につき	円 500	椅子1脚付き。調律料は別
簡易式パブリックアドレス	1回1台につき	750	マイク2本及びマイクスタンド2本付き
バレエシート	1回1式につき	300	

7 スタジオ2

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
----------	----	-----	----

ピアノ（ヤマハアップライト）	1回1台につき	円 200	椅子1脚付き。調律料は別
----------------	---------	----------	--------------

8 スタジオ3

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
バンドセット（ドラムセット、ギターアンプ、ベースアンプ及びキーボード）	1回1式につき	円 300	

9 スタジオ5

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
ピアノ（カワイSC）	1回1台につき	円 500	椅子1脚付き。調律料は別

10 スタジオ6

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
バンドセット（ドラムセット、ギターアンプ、ベースアンプ、電子ピアノ及びキーボード）	1回1式につき	円 500	

11 展示場A、展示場B、展示場C及び屋外展示場

附属設備等の名称		単位	使用料	備考
舞台 設備	スタッキング椅子	1回1脚につき	円 50	
	折り畳みテーブル	1回1台につき	100	
	仮設ステージ	1回1台につき	800	
	演台	1回1台につき	500	
	花台	1回1台につき	400	
	司会者台	1回1台につき	300	
	ベルトパーテーション	1回1台につき	100	
音響 設備 等	場内拡声装置	1回1式につき	3,000	マイク2本及びマイクスタンド2本付き
	ワイヤレスマイク	1回1本につき	800	

ダイナミックマイク	1回1本につき	500	
マイクスタンド	1回1本につき	100	
500インチスクリーン	1回1台につき	2,500	
展示場A冷暖房設備	1時間につき	6,500	
展示場B冷暖房設備	1時間につき	4,500	
展示場C冷暖房設備	1時間につき	5,000	
高所作業車	1日1台につき	5,000	
持込器具電気使用料	1回1.0キロワットにつき	600	
屋外電源設備	消費量ごとに	実費	屋外展示場のみ
給排水設備	消費量ごとに	実費	

12 会議室401、会議室402、会議室403、会議室404及び特別会議室

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
ダイナミックマイク	1回1本につき	円追加のみ 500	
マイクスタンド	1回1台につき	100	追加のみ
150インチスクリーン	1回1台につき	800	
180インチスクリーン	1回1台につき	1,000	会議室403のみ
6,000ルーメンプロジェクター	1回1台につき	6,000	
9,000ルーメンプロジェクター	1回1台につき	12,500	会議室403のみ

13 会議室407、会議室408及び会議室409

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
ダイナミックマイク	1回1本につき	円追加のみ 500	
マイクスタンド	1回1台につき	100	追加のみ
250インチスクリーン	1回1台につき	1,200	
12,000ルーメンプロジェクター	1回1台につき	18,000	
15,000ルーメンプロジェクター	1回1台につき	24,000	会議室409のみ

14 スタジオ以外の施設共通

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
移動型CD付きアンプ	1回1台につき	円 1,000	マイク2本付き
CDラジカセ	1回1台につき	300	
120インチ床置き式スクリーン	1回1台につき	500	
5,000ルーメンプロジェクター	1回1台につき	1,500	台付き
55インチモニター	1回1台につき	2,000	
仮設ステージ	1回1台につき	800	
L字型サインスタンド	1回1台につき	100	
レーザーポインター	1回1台につき	200	
黒盆	1回1台につき	200	
貴名受け	1回1個につき	50	
3連パーテーション	1回1台につき	400	
ベルトパーテーション	1回1台につき	100	
クローク札	1回1セットにつき	100	1セット50枚
案内板	1回1台につき	100	
湯沸しポット	1回1台につき	100	
ハイテーブル	1回1台につき	100	
展示パネル	1回1枚につき	50	
簡易業務用無線機	1回1台につき	100	
ロビー	1日1m ² につき	100	

15 スタジオ共通

附属設備等の名称	単位	使用料	備考
折り畳みテーブル	1回1台につき	円 50	
移動型CD付きアンプ	1回1台につき	500	マイク2本付き
CDラジカセ	1回1台につき	150	
120インチ床置き式スクリーン	1回1台につき	250	

5,000ルーメンプロジェクター	1回1台につき	750	台付き
55インチモニター	1回1台につき	1,000	
L字型サインスタンド	1回1台につき	50	
案内板	1回1台につき	50	

備考

- 別表第1項から第5項まで及び第11項から第14項までの1回を単位とする附属設備等の使用料は、条例別表第1第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号の表に定める午前、午後及び夜間の各区分をもって1回とし、全日使用する場合は3回として計算する。
- 別表第6項から第10項まで及び第15項の1回を単位とする附属設備等の使用料は、条例別表第1第1項第6号に定める午前9時から午前10時50分まで、午前11時から午後0時50分まで、午後1時から午後2時50分まで、午後4時から午後5時50分まで、午後6時から午後7時50分まで、午後8時から午後9時50分までの各区分をもって1回として計算する。
- 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、条例別表第1第2項第4号の規定の例による。
- ロビーは、大ホール、中ホール、展示場等又は会議室と同時に使用し、かつ、他の使用者の使用の妨げにならない場合にのみ使用することができる。